

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年 5 月 16 日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者

大阪広域水道企業団副企業長 松本 要一

大阪広域水道企業団管理規程第 1 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成 23 年大阪広域水道企業団管理規程第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(負担金の算出) 第 20 条 (略) 2 (略) 3 前 2 項に規定する 1 立方メートル当たりの負担額は、 <u>平成 30 年度</u> の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書の企業債明細書の未償還残高合計を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和 41 年大阪府条例第 42 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する 1 日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	(負担金の算出) 第 20 条 (略) 2 (略) 3 前 2 項に規定する 1 立方メートル当たりの負担額は、 <u>平成 29 年度</u> の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書の企業債明細書の未償還残高合計を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和 41 年大阪府条例第 42 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する 1 日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年 5 月 31 日以前に提出された使用の廃止の届又は同日以前の給水施設の切断に係る負担金の算出方法については、なお従前の例による。